

京都市老人福祉員設置要綱

(目的)

第1条 この老人福祉員の設置は、京都市老人福祉員（以下「福祉員」という。）が、ひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否の確認、話し相手、連絡等を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることによって、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上をはかることを目的とする。

(活動対象者)

第2条 福祉員の活動対象者は、市内に在住する主としておおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者とする。

(設置及び定数)

第3条 福祉員は、各区・支所に設置し、その定数及び担当地域は別に定める。

(選定及び委嘱)

第4条 福祉員は、次の要件を備えている者のうちから各民生児童委員協議会からの推薦により市長が委嘱する。

- (1) 健康で、高齢者福祉に熱意と理解のある者
- (2) 活動対象者を常時訪問することができる者

(任期)

第5条 福祉員の任期は3年とする。ただし、補欠福祉員の任期は前任者の残任期間とする。

(活動)

第6条 福祉員は、区役所・支所保健福祉センター長の指導のもとに次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 家庭訪問や電話による高齢者の安否の確認
- (2) 高齢者の日常生活等の話し相手
- (3) 関係民生委員・児童委員への連絡及び連携
- (4) 区役所・支所保健福祉センター等関係機関への連絡及び連携
- (5) その他高齢者の福祉の向上を図るうえで必要なこと

(遵守)

第7条 福祉員は、次の事項を守るものとする。

- (1) 活動によって知り得た秘密を他にもらさないこと。
- (2) 活動を行うにあたって身分を証明する証票（様式第1号）を携帯すること。

(解嘱)

第8条 市長は、福祉員が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉員を解嘱することができる。

- (1) 活動の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (2) 福祉員として、ふさわしくない行為があったとき。

(記録報告)

第9条 福祉員は、その活動を行ったときは、活動記録票（様式第2号）に必要事項を記入しなければならない。

- 2 区役所・支所保健福祉センター長は、必要に応じて福祉員に対し活動記録の報告を求めることができる。

(活動費)

第10条 福祉員に対しては、活動費に要する費用を弁償するため、年額21,300円を支給する。

- 2 年度の途中で委嘱又は解嘱（死亡によるものを含む。）があったときは、前項の規定にかかわらず、月割りにより計算した額を支給する。
- 3 委嘱又は解嘱（死亡によるものを含む。）があった日の属する月については、当該月を活動したものとみなし、その月分の全額を支給する。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるほか、実施について必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和49年3月1日から実施する。
(京北町の区域の編入に伴う経過措置)
- 2 京北町の区域の編入の日前の同町の区域内に住所を有する者については、第5条の規定にかかわらず、福祉員の任期は平成19年3月31日までとする。ただし、補欠福祉員の任期は前任者の残任期間とする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

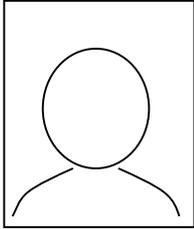
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

(おもて)

← 25mm →

↑ 30mm ↓

	<p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">老人福祉員証</p> <p>氏名 _____</p> <p>上記の者は、京都市老人福祉員 であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">京都市長 ○ ○ ○ ○ 印</p>
---	---

(う ら)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 この老人福祉員証は、常時携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。2 この老人福祉員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 この老人福祉員証は、交付の日から年 月 日まで有効とする。4 この老人福祉員証は、不要となったとき又は有効期間が経過したときは、速やかに返還しなければならない。 |
|---|

